

公的研究費取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本医療安全調査機構（以下「機構」という。）が厚生労働省が所管する厚生労働省科学研究費補助金等の公的研究費（以下「研究費」という。）に係る不正使用防止への取り組みやその適正な運営・管理に関する事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において不正使用とは、機構の役職員が故意または重大な過失により研究費を他の用途へ使用する等、研究費を不適正または非効率に使用することをいい、取引業者へ不適正な取引を依頼する行為を含むものとする。

(役職員の責務)

第3条 機構の役職員は研究費が主として国民の税金から賄われている公的な資金であることを十分認識し、機構が定める規定等に従い研究費を適正かつ効率的に運営・管理しなければならない。また、不正使用を行った役職員は、その程度を踏まえて就業規則上の懲戒処分または法的な責任を負うことがある。

(機構の責務)

第4条 機構は研究者を取り巻く環境を整備する主体として、不正使用が起こりにくい環境が作られるよう、不正防止対策の基本方針を策定するとともに、関係するすべての職員を対象としたコンプライアンス教育を実施する等、対応の強化に取り組まなければならない。

第2章 研究費の管理体制

(最高管理責任者)

第5条 機構全体を統括し研究費の運営・管理について最終責任を負うものとして、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について機構全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、専務理事をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 統括管理責任者の指示の下、各部における研究費の適正な運営・管理について実質的な責任と権限(啓蒙活動やコンプライアンス教育の実施を含む)を持つ者として、コンプライアンス推進責任者をおく。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長をもって充てる。なお、不正防止に関する計画の推進等防止対策に関する庶務は総務部が行う。

(研究費に係る適正な運営および管理)

第8条 研究費に係る決済手続き等の事務処理については、他の支出同様、関連する機構の規定等に沿って行うものとする。

- 2 総務部は研究費の予算執行状況を適宜確認し、研究計画の著しい遅れ等が懸念される場合には、コンプライアンス推進責任者に報告する。
- 3 前項で報告を受けたコンプライアンス推進責任者は担当研究責任者に状況を確認の上、繰越制度の活用を含め、必要な指示・指導を行うものとする。

(取引業者への対応)

第9条 機構の役職員は就業規則や倫理規定等に則り、取引業者との癒着の発生を防止する。

- 2 研究者は発注に際して当該取引業者の信用度や機構との関係等について十分留意する。
- 3 不正が認められた取引業者とは取引停止等、適切な対処を行う。

第3章 通報および調査

(通報窓口等の設置)

第10条 不正使用等に関する相談や通報を機構内外から受け付ける窓口(以下、「窓口」という)を設置する。

- 2 窓口は、機構内は総務部及び総務部長とし、機構外からの通報等は機構のウェブサイトを通じて受け付ける。
- 3 窓口は通報を受け付けた場合は、速やかに最高管理責任者に当該通報の内容を報告する。
- 4 本規定における通報者とは窓口に通報してきた機構内外の者をいう。

(不正使用に係る調査)

第11条 不正使用の調査は、本調査ならびに再調査とする。

(本調査の要否)

第12条 最高管理責任者は窓口からの報告を受けた後、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者と協議の上、また必要に応じて幹部会議での議論も踏まえて本調査の要否を判断する。

- 2 最高管理責任者は、通報者が特定されている場合は、その判断結果を通報者に通知す

る。

- 3 本調査を必要とする場合は、最高管理責任者は調査対象者に本調査の実施を伝えるとともに必要に応じて調査対象者に研究費の使用停止を命じることができる。また、特別な事情がない限り通報の受付から30日以内に本調査の実施について研究費の配分機関に報告・協議する。

(調査委員会の設置)

第13条 最高管理責任者は、前条第3項において本調査の実施の決定がされた場合、調査委員会を置き、不正使用の有無、不正使用の内容、関与したものとその程度、不正使用の相当額等について調査を実施する。また、最高管理責任者は、調査委員会が調査を行う上で必要な権限等を確保する。

- 2 調査委員会は次の構成とする。

- (1) 統括管理責任者(調査委員長とする)
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 窓口担当者(総務部長)
- (3) 通報者、調査対象者と直接利害関係がなく統括管理責任者が必要と認めた者
必要数

(認定等)

第14条 最高管理責任者は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者とその都度、不正使用の相当額等について認定する。ただし、不正使用の事実を認定しするためには、全委員の3分の2以上の賛成を要する。

- 2 認定にあたっては調査対象者に書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、不正使用が認定された場合、調査対象研究の継続の可否、調査対象研究費の使用停止・返還等の要否、その他不正使用排除のために必要な対策等についても審議し最高管理責任者に進言する。
- 4 調査委員会は、不正使用が認定されなかった場合、調査対象者の研究活動の正常化及び名誉回復に十分な措置を講じなければならない。

(本調査の結果)

第15条 調査委員会は、当該調査が終結したときは、調査結果および前条第3項の審議結果を文書で最高管理責任者に提出し、最高管理責任者は当該審議結果についての対応方針を決定する。

- 2 最高管理責任者は、当該調査結果と前項で決定した対応方針(以下「調査結果等」という。)について調査対象者および通報者に通知する。
- 3 調査結果等については、通報等の受付から210日以内に配分機関に報告する。また、資料の提出等の申し出があった場合には、正当な理由がある場合を除き応じることとする。

(不服申し立て)

第 16 条 研究費の不正使用の事実があると認定された調査対象者は、前条第 2 項の通知の日から 7 日以内に最高管理責任者に対し書面により不服申し立てをすることができる。

ただし、この期間内に不服申し立てをすることができない理由が認められる場合、その理由が消滅した日から起算して 7 日以内に不服申し立てができる。

2 最高管理責任者は、不服申し立てがあった場合、その趣旨・理由等を勘案し、再調査が必要であると判断したときは速やかに再調査を開始する。

3 再調査の方法等は不服申し立ての内容を踏まえて最高管理責任者が決定する。

(懲戒処分等)

第 17 条 最高管理責任者は、本調査および再調査の結果を幹部会議に報告する。

2 理事長は前項の報告に基づき不正使用の事実があると認定された対象者に対し、懲戒を加えることができる。

3 不正使用の内容が、私的流用であるなど悪質性の高い場合、必要に応じて法的措置を講ずる。

第 4 章 守秘義務

(守秘義務)

第 18 条 この規程に基づき不正使用に関する対応、手続きに関与した職員等(以下「手続関係者」という。)は、当該業務に関連して知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(プライバシー保護及び不利益取り扱いの禁止)

第 19 条 手続関係者は、調査対象者の名誉、プライバシーの保護及びその他人権を尊重するように配慮しなければならない。

2 通報に基づく調査の実施にあたり通報者等の秘密を守るため等当該通報者が特定されないように十分配慮しなければならない。

3 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として機構の人事、給与、研究等のいかなる不利益な取り扱いも受けない。

(関連資料の保管)

第 20 条 統括管理責任者は、不正使用に係る調査の記録及び関係書類について、関連諸規定の定めにより適切な保存期間を定め、通報者等の秘密保持に配慮して適切な方法で保管・保存しなければならない。

第 5 章 補 則

(雑 則)

第 21 条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。